

NOTICIAS DE S. PAULO

(Primeiro Diario Nipponico Publicado no Brasil)

(1) № 2082

SABBADO 11 DE MAIO DE 1940

Sr. M. Kobayashi
R. Galvão 560, 407

Holanda, Belgica e Luxemburgo

foram invadidos pelo "Reich"

Renunciou o 1º ministro britanico, sr. Neville Chamberlain —

Repercussão das hostilidades no Japão

BRUXELAS, 10 (Havas) — Urgente — Os alemães invadiram a Holanda. O Luxemburgo tambem teve seu território invadido pelas forças germanicas. A Belgica sofreu a invasão pelas forças do "Reich".

LONDRES, 10 (Domel) — Agência niponica — O 1º ministro da Inglaterra, "sir" Neville Chamberlain demitiu-se, sendo nomeado em seu lugar o sr. W. Churchill.

TOKIO, 11 (Domel) — Informações provenientes de Batavia, comunicam que foi proclamada a lei marcial nas Indias Holandesas.

TOKIO, 11 (Havas — Agencia) — Nos meios oficiais, receia-se que a invasão da Holanda provoque um eclipse nas Indias Neerlandesas, caso em que se poderia verificar o choque

entre os pontos de vista americano e inglês de um lado e o nipônico de outro no tocante ao regime a adoptar nas referidas Indias, durante as hostilidades.

Entretanto se acentua que

o ponto de vista nipônico é que as declarações do sr. Arata, salientando-se que essas declarações não implicam qualquer atitude da parte do Japão, a menos que o "statu quo" das Indias se modifique em prejuízo dos interesses nipo-nicos.

— (伯林) 日同盟、五元税、は即戦即決（準備してゐる）の西部國境軍を以て居たが、英佛との決戦を誘致したもので、陸方面對抗軍を組成したため、英佛の先手を打つた。英佛は和蘭侵入する獨軍の作戦方針（大體）を回避してゐたが、ノルウェー兵力をうちかじて即戦即決的（工作）により北歐戰局一段落となりバルカンに對する英國軍も無力なことが判明した。上

に關し不滿の聲は全く危険に陥り内鬭抗争を警戒して、英佛は地中海に有力艦隊を組成した。英佛の手薄となり伊太利の態度が硬化化して、伊太利は四方面に居たが、ノルウェーは四方有力部隊を引き、伊太利は四方面有力部隊を組成して、英佛は五十六艦、五十力を推定され、英佛は本國手薄となり伊太利の面倒をうけた。

— (東京) 日同盟、五元税、は即戦即決（準備してゐる）の西部國境軍を以て居たが、英佛との決戦を誘致したもので、陸方面對抗軍を組成したため、英佛の先手を打つた。英佛は和蘭侵入する獨軍の作戦方針（大體）を回避してゐたが、ノルウェー兵力をうちかじて即戦即決的（工作）により北歐戰局一段落となりバルカンに對する英國軍も無力なことが判明した。上

愛讀者各位

聖州新報社

私共此度及び家兄海三郎の代理として御当地を訪問し滞在するものとして注目されてゐるが、消息通

在中皆機方から一方ならぬ御懇情を蒙り御芳志有難く御申上ます。御蔵を以て使命相果し本日オ市

厚く御禮申上ます。御蔵を以て使命相果し本日オ市

に就くことになりましにので茲に重ねて御厚意を感謝

謝皆機方の御健康と御成功を祈り上げます。日本に

また御用お有りの節は何なりと御申付け下され度尚又

母國への御來遊の際は是非御立寄りの上思出で深き

感謝御意として巴里的背後

を白耳義と蘭南國各々の

飛行場を利用して要本土へ

に貢献するものではないか

の豫想が行はれ、今后の發

と中立威震術事聞家は懇測し

するものとして注目されてゐる

と申すが如きに於けるのである

再日刊謹告

久遠宮家

御慶事

久遠宮知子女王殿ト

は榮ね御慶事のたゞ御

御御殿と御壯健に

わたらせらるる旨宮内省

セラレたが

午前

五分第二王子御

芽出く御誕生おばさ

た御出子と御壯健に

わたらせらるる旨宮内省

電擊一内怒濤の進撃

獨軍遂に和蘭侵入

國都方に危しと傳へらる

(東京十日同盟日本、獨乙の電擊
は再び一せん和蘭、白耳義、ルクセ
ンブルグの平和郷も遂に鐵火に見
舞はれた。ウイルヘミナ女王を戴
く和蘭は面積三万四千平方キロで
ある。

(アムステルダム十日J.P.) 独落下傘隊はハヤ市外
二十キロの地點に降下した。
(ロンドン十日J.P.) 独落下傘隊はナルデンスルケ
レーピの他オランダ各地に降下を終了した。

(ブルッセル十日ハーベ) 和蘭
軍司令官は本日「獨乙軍は現在國境
を突破、和蘭に侵入しつつあり」
と正式發表した。

軍司令官は本日「獨乙軍は現在國境
を突破、和蘭に侵入しつつあり」
と正式發表した。

和蘭必死の防備

非常防衛手段を講ず

印蘭俄然緊張す

全領土に戒嚴令施行

(バタヴィア九日同盟日本) 安藤義、獨軍のやく蘭侵入と共に蘭印戒嚴令を施行する旨公表、同時に十六歳以上の獨逸人
は全部抑留する旨布告した。

(バダヴィア九日同盟日本) 蘭印政府は、日々午後二時四十分全領土にわたり戒嚴令を行った。目下の處向處にも不穏の形勢は見られないが全蘭印極度の緊張に包まれてゐる。

(華府十日同盟日本) 独務、陸海軍各省首領部を召

集し、海外蘭領を兼ね蘭西印度諸島の現状のと信せらるるが、政府首脳に之を重視されてを懇請する手段をとるか否かに、米國政府は多分明一一日就て協議を行ふことになら

英内閣總辭職?

四十八時間以内に決定か

(ロンドン九日同盟日本) ノルウェー作戦失敗を経る要政局の危機は八日以来急

度に増大し、チエンバレン首相の内閣改造案も九日殆ど希望と見られ結局四十八時間以内に總辭職を決定すること確実と見られるに至つた。

(ロンドン九日同盟日本) 九決の結果否決されたが、右案

（チエンバレンの提出者デキビス議員（國民
院議員等）はその翌日當りに當り、政府反對
を行ふべき時期は過ぎたつ

轟々たる批難

總辭職要望の聲

（チエンバレンの提出者デキビス議員（國民
院議員等）はその翌日當りに當り、政府反對
を行ふべき時期は過ぎたつ

英内閣總辭職?

四十八時間以内に決定か

（チエンバレンの提出者デキビス議員（國民
院議員等）はその翌日當りに當り、政府反對
を行ふべき時期は過ぎたつ

蔣政權の經濟力

陸軍省情報部



支那事變勃發以來、皇軍は億元は他の財源を求めるな

統々たる戰勝を収めて北中支

けられはばならず、かくして飛

政權が戰費手段として

は勿論南支の要域を戡定し今

やこれを等々占領地域には東亞

上げたのは公海の航行と紙

新秩序の理想的下に建設の巨

大が力強く押し進まれつ

ある、一方將政權は武汉廣

東喪失以来、地方政權に僅

かに餘喘を保ちつあるに過

ぎない、にもかかはらず將政

權は今は長期抗戰を呼号

して最後の勝利を夢みてるも

の如くである、將政權は果

然として現事變に於ては當然

の常套手段であつて況んや戰

事變においては國民政府

の常套手段であつた。

三億四千萬元連する内外債

を發行してゐる即ち中國

にまたなければならぬが結局

七年に賸余公債五億元、外

國公債五億元、七年に

後所要戰費は依然として

西北及び西南支那に於て極

度に對外貿易を遮断され

て最も困難な抗戰を

の如きである、將政權は果

然として現事變に於ては當然

の常套手段であつた。

三億九千五百萬元に達す

て然らば將政權は今後自給

も依然として存続しても數年

後に對外貿易をしてゐるか

は足を要するであらう、なほ

現況においておやすである、果

して然らば將政權は今後と雖

も依然として存續しても數年

後に對外貿易をしてゐるか

一戦火擴大に棉暴落



歐洲戰の擴大で昨日の暴落は四
ルナの暴落は買手無しの賣
手ばかりで三針乃至五針、現
物は五針大暴落を示した、外
國市場はニヨーク三十九セ
ント八分の五の大巾激落を報
じ、第一次歐洲大戰當時の最
高市場はニヨーク三十九セ
ント乃至四セント方麥が
至四・ポンの暴落、尚ニヨ
ークの暴落は歐洲戰の擴
大による英米クロスの降低に
原因する。

英米クロスの

胸像除幕式
激落
(東京)一日開盟 正金入電
テ・アウシエ博士の胸像除幕
式は去る七日午後四時より大

原因する。

ウシエ博士未亡人を始め親族が來祝する者である
一回列席の下に行はれた、寫真
は當日の記念撮影、右端胸像の下の黒衣の夫人がアウシ
エ未亡人。

海陸軍への報にニヨーク

各市場は未會有の困亂を呈

し株式市場は戦争株に熱狂

的買もの殺倒、本年の新高値

と現出した、又商品市場では

何を中止する旨決定したと

ズムは百本、ントの大暴落、尙支那

支那でも法幣安定も買付

人氣化して甘ボイント方麥

落した。

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを遞

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを遞

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを遞

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを遞

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを遞

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを遞

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。

昭和五年五月八日

右通り本日より變更致しまし

たから此段御通知申上げます。

昭和五年五月八日

西岸運賃揚げ貨物運賃一割五分

旅客運賃引揚げを递

旅客に認可申請中であつてが通

信省は近く貨物運賃のみを認

可する事に決定した。